

●香川県告示第284号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成23年7月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

1(1) 保安林の所在場所

東かがわ市川股字下所355、356、357の1、358の1、414、481、494、字千足909の1、914の1、915の1、915の6、919の1、925の2、925の5から925の7まで、927の1、935、952の2、984の1、985の1、987の1、992の1、994、996の1、1000、1001、1006の1、1008の1、1010、1011の1、1013の1、1018の1、1019の1、五名字堂床1145の1から1145の6まで、1145の10から1145の12まで、字上堂床1146の1から1146の4まで、1146の6、1146の8、1147の1、1147の2、字中堂床1148の1、1148の4、字南下堂床1152の2、入野山字宗心1927、1929の1、東山字友国828の1、828の2、829の2、字狩居川1173の2、1182の2、1186、さぬき市多和字青木1の1、2の2、字額東2の1、前山字鳳道648の1、648の2・648の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字野草場667の1、667の2（国有林）、字上葛野725の1、725の2、725の4、725の5、725の6・725の7（以上2筆国有林）、字竹ノ谷733、736の1、736の2、字桜田尾737、739、741、747の1（次の図に示す部分に限る。）、747の2、747の3（次の図に示す部分に限る。）、747の4、747の5（国有林）、747の6、747の8（国有林）、字花折814の1、816の1、字土道路2519の8、2519の9、2519の18、2529の1、2530の1、2530の2、2530の4、字上桜田尾2546、字稜2547、字通谷2574の1、2574の4、2574の5、2574の35、字昼寝2714の1、2714の3、2717、2718、字泉谷2719の1、2719の2、2720の1、2720の2、2722の1、2722の2、2723の1、2723の2、2724、字吉砂古谷2725の1、2725の2、2725の4、2725の10、2725の12、2725の13（国有林）、2725の16、2725の17・2725の18（以上2筆国有林）、字桂谷2728の1、2728の2、字青木山2729、2730の1、2730の5、2731の1、2731の2、字蛇ノ尾2733の1、2733の2、2734の1、長尾名字鳳凰佐古1819の4、高松市塩江町上西甲字下貝ノ股1995の1、字上貝ノ股2006の2、2008の17、2008の18、2008の89、2008の93、2008の118、2008の119、2033の3、字一ッ内2086の109、2095の1、2095の15から2095の20まで、字大屋敷2418の2、2418の30、2418の31、2419の1、2421の9、2431、塩江町安原上東字大相2854の3、塩江町安原下第2号字下切1927の5から1927の7まで、1927の9、1927の11、1927の12、1927の18、1927の25、1929の2、1929の5、1929の6、1930の1、1930の15、1932の2から1932の6まで、1932の30、1933の5から1933の7まで、1933の9、1933の15から1933の18まで、1933の20から1933の22まで、1933の27、1934の8、木田郡三木町奥山字戸川2789の4、2789の5、字堂ヶ平3272の3、3272の4、仲多度郡まんのう町塩入字宮前538の1から538の3まで、603の1、字峯731、732の3、七箇字辻り尾4520の8、新目字横峰821の6、字松尾谷823の90、823の92、川東字明神1416の23、字葛籠野2175の58、2175の195から2175の198まで、字尾形2615の8、造田字新官林3477の1、3477の2

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 当該変更に係る指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字下所414、355、356、357の1、358の1、字千足909の1、914の1、915の1、915の6、919の1、927の1、935、952の2、984の1、985の1、987の1、992の1、994、996の1、1000、1001、1006の1、1008の1、1010、1011の1、1013の1、1018の1、1019の1、字土道路2519の8、2519の9、2519の18、2529の1、2530の1、2530の2、2530の4、字大相2854の3、字戸川2789の4、2789の5、字堂ヶ平3272の3、3272の4、字明神1416の23、字葛籠野2175の58、2175の195から2175の198まで、字尾形2615の8

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所

東かがわ市入野山字宗心1927、1929の1、川東1420の7、1506の1、1507、さぬき市多和字青木1の1、2の2

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 当該変更に係る指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字青木1の1・2の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課並びに東かがわ市事業部経済課、さぬき市建設経済部農林水産課、高松市産業経済部農林水産課、三木町産業振興課及びまんのう町産業経済課に備え置いて縦覧に供する。）